

Title	ドイツ農民戦争の歴史的意義 (中)
Sub Title	Die historische Bedeutung des deutschen Bauernkrieges (2)
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.6 (1957. 6) ,p.488(44)- 511(67)
JaLC DOI	10.14991/001.19570601-0044
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570601-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ農民戦争の歴史的意義(中)

寺尾 誠

第三節 農民層の分解と農村共同体

我々はこれまでに農民的土地保有の成立、農民的商品生産の発展という中世後期に農民戦争の舞台となった地域に起った変化について考察して来た。この節ではその時期に農民層にどのような変化が起ったのかという点につき考察し、あわせて村落共同体についてもふれてみたい。

まず第一節でふれた十四世紀初頭のシュヴァーベン^(注1)のポイロン修道院所領について分析してみよう(第一表)。ここでは十一—三十ユーヘルトの農民が四十一名の内二十二名で約半数を占めている。十ユーヘルト以下のものは七名、三十一ユーヘルト以上のものは四名である。ことに五十一ユーヘルト以上のものは四名もいる。この村では中農の小規模土地保有者が有力であると共に、富農層も既に出現している。資産総額では中農は四十%弱、富農は五十五%を占めている。他方貧農はまだ目立った存在ではない。このような傾向

は十二—三世紀のライン・ヘッセンの村落につき伊藤栄氏が分析している^(注2)。

次に一三九四年のヴェルテムベルグのホーヘンベルグ伯領所属の五十八カ村についてみよう(第二表)^(注3)。ここでは十一—二十ポンドの資産のものは全体の三十二%を占めている。二十一—百ポンドのものは四十三、二%である。百—ポンド以上七百ポンドまでのものは十八%である。ここでは貧農及びそれに類するものの増加が目立つと共に、中農も有力であり、富農もまたかなり存在している。これ

第一表

保有地面積	保有者数
51—83 Juchart	4
31—50 "	7
11—30 "	22
2 ¹ / ₂ —10 "	7
?	1

面積は耕地のみ

第二表

資産額	戸数	%
501—700	2	0.15
301—500	23	1.7
101—300	217	16.2
21—100	578	43.35
1—20	414	30.9
不明	103	7.7
計	1337	100

第三表

村名	1—20ポンド	21—100ポンド	101—300ポンド	301—500ポンド	501—700ポンド	不明	計
Nornstetten	9	11	2			3	25
Wittingen	12	5	3			3	23
Bettrau	1	7	2	1		4	15
Empfingen	4	16	13	2		13	48
Althain	6	24					30
Denkingen	17	16	8	1	1		43
Schertzingen	9	10	2			3	24
Wähingen	9	22	3			3	37
Gösshain	5	9	6				20
Halfingen	4	10	9	1			24
Argatzingen	13	11	2				26
Buringen	3	17	4				24
Swaldorf	6	11	12			1	30
Nidern ouw	4	6	4			1	15
Bössingen	1	8	3			2	14
Uttingen	21	20	8	2		3	54
Vischingen	2	7	3			2	14
Telkofen	4	4	3			3	14
Wiler under Hohenberg		10	7				17
Spaichingen	21	22	7	2			52
Dirbhain	11	11	2			2	26
Nusplingen	31	23	1			11	66
Tutmaringen	3	12	2				17
Triiefeltingen	2	10	9		1	2	24
Zimmern	8	9	2				19
Rangendingen	4	9	3	1		1	18
Töttingen	9	20	5			2	36
Wiler under Rotenberg	6	16	7	1		1	31
Hirsow	30	37	8	3		5	83
Wurmlingen	27	30	11	1			69

ドイツ農民戦争の歴史的意義(中)

らの村の内三十カ村の表を分析しよう(第三表)。まず村によってかなりの差がある。貧農については様相が村により異なり、中農は人数の上では一貫して有力である。百一七ポンドの富農は場所によりかなり異なる率で存在している。いまこの内十カ村につき各層の資産総額表をみよう(第四表)。いずれも貧農層は人数に比してきわめて低い割合の資産しかない。プリンゲン、ヴェヒンゲン、アルトハインでは中

第四表

村名	1-20	21-100	101-300	301-500	501-700	計
	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	
Wurmlingen	179	1804	1854	380		4217
Tottingen	87	1143	1056			2286
Buringen	28	999	475			1502
Wähingen	86	950	430			1466
Uttingen	122	984	1460	790		3356
Empfingen	60	967	2675	680		4382
Althain	57	1470				1527
Denkingen	233	837	1496	500	600	3666
Spaichingen	246	1272	910	720		3148
Swaldorf	89	422	1726			2237

ルトハインでは中農層が資産総額でもその有力さを示している。これに對しウルムリンゲン、ウツティンゲン、エムフィンゲン、デンキンゲン、シュバイヒンゲン、スヴァルドルフでは富農は中農を資産総額でもしのいでいる。その村全体の資産総額との割合は場所によっては六十七%、七

第五表

	300	301	601	1001	2001	不明	合計
	フロリン以下	600	1000	2000	以上		
名目的資産	4	7	6	3	2	18	40
実質的資産	8	8	3	1	1	19	40

1539~54年 Landgerichte Bozen-Gries

第六表

	300	301	601	1001	2001	不明	合計
	以下	600	1000	2000	以上		
名目的資産	4	3	3	9	6	14	39
実質的資産	7	6	6	4	2	14	39

1587~99年 Landgerichte St. Michaelsburg

十六%、七十%、七十七%という高率を示している。但しこの富農の内でも百一三百ポンドの層が、それ以上の層より高い割合を占めている。そしてこれらの富農のいる村では貧農の数も中農と同程度となっており、村落全体の

される限りでは、中農が有力であるし、貧農の割合も大きい。さらに同じティロルの聖ミカエルスブルグ地方裁判所の遺産登録簿では、富農が二十四%に増加し、中農四十八%、貧農は二十八%で、富農の割合が増大している(第六表)。(注五)

次に、エルザスのムールパッハ修道院の聖アマリン荘園をみよう(第七表)。ここでは保有地三ヘクタール以下の貧農が二十八名で四十一%、中農は三十八ヘクタールで二十六名で三十八%を占め、八ヘクタール以上の富農は十四名、二十%となっている。富農は保有総面積においても五十%を占めその有力さを示しているが、一方中

第七表

保有面積(単位ha)	保有者数	同右ノ百分比	総面積	同右ノ百分比
1/2ha	10	14.75%	3.20ha	1%
1/2ha-1"	3	4.5"	2.20"	0.75"
1"-3"	15	22"	27.96"	9"
3"-5"	15	22"	55.02"	17.5"
5"-8"	11	16.25"	67.19"	21.5"
8"-20"	14	20.5"	156.87"	50.25"
計	68	100"	312.44"	100"

第八表

経営の大きさ	経営数	%	経営面積	%
0.1—1ha	109	47.0	44.1ha	7.8
1—3"	70	30.2	114.0"	20.2
3—10"	45	19.3	248.7"	44.2
10—30"	7	3.0	112.9"	20.0
30ha以上	1	0.5	44.3"	7.8

第九表

保有地数	保有者数				合計
	1	2	3 5	6 15	
Buehr.	53	11	9	4	77
Pfeff.	53	10	14	4	81
Kaltbr.	51	8	11	—	70
Buehr.	69	14	12	5	100
Pfeff.	66	12	17	5	100
Kaltbr.	73	11	16	—	100

農も三十九%でかなりの割合を占めている。人数では最大の貧農は保有面積では全体の十一%しか占めず、零細化が目立っている。

次にスイスについてみよう。まず時代は少し下るが一六九八—一九九年のゼインゲン、エグリスヴィル、マイスターシュヴァンデン、テンヴィル四村(注六)の穀

物畑の経営面積をみると、十ヘクタール以上の富農は八名で三・五%、三十ヘクタールの中農は四十五名で十九・三%、三ヘクタール以下の貧農は百七十九名で七十七・二%の多数にのぼっている(第八表)。経営面積では、富農は二十七・八%、中農は四十四・二%、貧農は二十八%を占め、中農の優勢と貧農の零細化が目立ち、富農は余り大きな割合を持たない。さらにルーツェルンのブッフレイン、カルトブルンネン、フェヒコン荘園では十四世紀前半に次のような数字があらわれる(第九表)。保有地一はいずれの荘園でも七十%前後を占め、保有地二—五は三十%弱であり、富農はいずれも五〇%以下にすぎない。その保有総面積の推定計算をするとブッフレインでは貧農五十三、中農五十八、富農四十、フェヒコンでは五十三、七十六、四十、カルトブルンネンでは五十一、六十となる(但し三—五は平均四で

第十表

保有地号	耕地	牧草地	森林	計
1	36 ³ / ₄	25	7 ³ / ₄	69 ¹ / ₂
2	27	16 ¹ / ₂	11 ¹ / ₂	55
3	27	14 ¹ / ₄	1 ¹ / ₂	41 ³ / ₄
4	21 ¹ / ₄	6	—	27 ¹ / ₄
5	8	4 ¹ / ₂	4 ³ / ₄	17 ¹ / ₄
6	9 ³ / ₄	5 ¹ / ₂	—	15 ¹ / ₄
7	9 ³ / ₄	5 ¹ / ₂	—	15 ¹ / ₄
8	8	4 ¹ / ₂	3 ¹ / ₄	18 ¹ / ₄
9	6	4 ¹ / ₂	—	10 ¹ / ₂
10	2 ³ / ₄	1 ¹ / ₄	—	4
11	—	2 ¹ / ₂	1	3 ¹ / ₂
12	2	1 ¹ / ₂	—	3 ¹ / ₂

次にフランケンゲンのニュルンベルグ市東のヘルスブルンのシュテットバッハ荘園の一五二九年のもののみをみよう(第十表)。ここでは貧農は三名で四％の土地しか持たぬ。中農は五名で二六％の土地を持っている。富農は四名で七〇％の土地を持っている。特に上位の二名は四十五％の土地を保有している。なお耕地だけについていえば、最上位が一名で二四％、次が三名で四十七％、次が五名で二六％、最後が二名で三％の保有面積をもつこととなる。しかも最上位を除き、各段階は殆ど劃一的な保有面積を保有している。ここでは富農ことに第三段階のその有力さが自立つと共に、貧農はそれに対応した増大を示してはいない。ここでは森林は五名の保有者しかないが、牧草地はもれなく大体耕地の保有面積に依りて保有し

六十五は平均十で計算)。ここでは零細土地保有がすでにおびたらしい数に達している一方、中農も数は三十弱ではあるが、保有面

ている。

次に中部ドイツに移ろう。一四七四年ザクセンのザーレ河とエルベ河の間のクメイレン地方のティメニツヒ村では村長(裁判官)が一フーヘを保有し、二分の一フーヘの保有者三十二名、一ガルトインGaltinが十名、二分の一ガルトイン八名、四分の一ガルトイン二十一名、合計七十二名であった。同じ地方のフラウンヴァルド村では一フーヘは村長一人、二分の一フーヘは十八名、ゲルトナート九名で計三十八名であった。リュートゲによると、ザクセンでは一フーヘは三十アッカー前後、二分の一フーヘは二十アッカー前後、ガルトインは二二・五アッカーであった。ティメニツヒでは零細土地保有者は村落人口の五十五％、中農は四十四％にもなり、この二つの層が村落の重要な構成メンバーであった。フラウンヴァルド村でも二分の一フーヘのもの四十八％、貧農五十％を占め、同様の傾向を示している。ことにフラウンヴァルドのゲルトナートについては「彼等家ノ他何物モモタズ、生計ヲ他ニ求メ日備及ビ打穀ニ赴カザルヲ得ズ」とある。ここでは中農の小規模農民が有力であると共に、貧農の数も増大しているが、富農化の傾向はない。さらに十六世紀後半のザーレ河以西のアンハルト侯領をみよう(第十一表)。この地方では完全畜耕農を四フーヘとするため、単位は一般的に大きい。富農は合計で七・三％であり、大村落の方が多い。中農は二二・四％でこれが大村落の方が多い。零細農は三十三・七％で小村落の方が多い。この他非保有農が三十六・六％もある。従ってこ

第十一表

ザーレ以西ランデスヘル支配下の村落に於ける大小関係		町村数	農民数	耕地保有農					非保有農
実数	大村落			小村落	計	上農	中農	零細農	
						6フーヘ以上	5まで	2まで	
	大村落	26	1706	150	175	234	236	332	579
	小村落	12	415	6	22	43	52	94	198
	計	38	2121	156	197	277	288	426	777
パーセント	大村落		100	8.8	10.3	13.7	13.8	19.5	33.9
	小村落		100	1.4	5.3	10.4	12.5	22.7	47.7
	計		100	7.3	9.3	13.1	13.6	20.1	36.6

第十二表

12 Anderthalbhüfner	43-67 Acker	"
1 Fünfviertelhüfner	?	"
19 Ganzhüfner	25-28	"
2 Dreiviertelhüfner	?	"
5 Halbhüfner	Ca. 20	"
21 Großgärtner	1 ¹ / ₂ -2	"
50 Kleingärtner	1/4-1/2	"

富農六百アッカー、中農七百アッカー、貧農五十アッカーとなり、富農と並び、中農の

占める地位は大きい。勿論十六世紀当時に零細化、富農化がこまに進んでいたかどうかは確実でないが、大体の方向としては、中農を村落内の有力な勢力としつつも、富農と零細農が両極に析出していったといえよう。さて以上で不十分ながらもスイス、ティロルから中部ドイツまでの、農民戦争の舞台となった地域の村落内の農民層の状態をみた。個々の地域の特殊性はあるにしても、いま一般的な傾向を考えてみよう。

第一に農民保有地の零細化の傾向である。これはきわめて著しい傾向となつているところと、まだそれまでには到っていないところがあるが、おおむね、そのような傾向が存在することはいえるであろう。元来零細土地保有者がかなり早く存在したことは十四世紀初頭のポイロン修道院、十二・三世紀のラインヘッセンについて既に指摘したところである。さらに一三〇三年一月二十日、一三三七

世紀のシュヴァーベン、トロフィテルフィンゲン村のそれぞれの判告書には Selmer, Söldner, Schupposser 等の言葉が Huebner, Gepuren, Huber 等と並んであらわれている。^(注16)その他 Teigüter, Krämer, Kotter, Gertner, Kossäten 等がある。^(注17)さてこのような零細土地保有者はグルントヘルの直営地解体に際し既にみられる。例えばベルンのロックヴァイル村の一三九一五六年の判告書によれば、荒廃した直営地を七十二 Scoposser にわけ五名の Knecht に貸し出しているし、アールガウでは一三三七七年の判告書で百 Scoposser の土地が十二名に貸し出されている。^(注18)これらの零細土地保有者についてはベルンの例に Knecht とあるところからその身分が一段と低い農奴であったことは推測されるが、それ以上は不明である。

さてこの零細土地保有者はポイロンの例でわかるように、村落内でさして大きな割合を占めていなかった。これが中世後期に何故増大し、目立った存在となるのか。

第一の契機は生産の集約化がこれらの地方の特徴であったことにある。小規模の農民的土地保有の成立に伴う農民の生産における相対的自立性は技術の発展をも促したし、さらに葡萄、その他の商品作物の普及は、経営の集約化をもたらした。また東部に比して相対的に土地が少なく、より肥沃な土地が多いという自然条件も集約化を促進したに違いない。^(注19)こうした集約化は経営の小規模化を可能ならしめるが、それを現実化する要因は他にある。

者以外のものがこの中かなりいたことを物語っていると思える。また先にあげたフランケン^(注20)の例が非常に類似しており、あそこでも単子相続制度が存続していたことを推測せしめる。ゴルトは小土地所有者に均分制が与える影響を「農民的土地所有の均分制の際には個々の相続者に帰する土地は一家の榮養には不十分な程小さくなり勝ちであった^(注21)」とのべている。

さて第三のモメントは封建的な負担が小規模農民の生活をより不安定にすることにある。第二節で述べたようにヴェルテムベルグのランデスヘルが凶作の年に中位の農民には穀物を貸し出す計画をたてたのだが、これは彼等の不安定性を示すものであろう。しかもこの不安定性は封建的負担の重圧によってより一層深刻となったことは、農民の借金の原因に賃租の未払、凶作、罰金等があげられている。

第十三表

Hof No.	耕地	牧草地	森林	計
1	65	20	25	110
2	63	21	25	110
3	56	11	20	87
※4	33	14	18	65
5	35	13	2	50
6	37	9	4	51
7	40	3	1	44
8	37	9	5	51
9	37	12	2	51

Lehen No.	耕地	牧草地	森林	計
1	18 $\frac{1}{2}$	2 $\frac{1}{2}$	—	21
※2	23	3	7	33
3	23 $\frac{1}{2}$	9 $\frac{1}{2}$	8	41
4	20	7	3 $\frac{1}{2}$	30 $\frac{1}{2}$
5	23	7	5	35

※のものは同一人

ドイツ農民戦争の歴史的意義 (中)

第二に農民の自立性の増加による家族成員の自立化が分割相続制度の広範な普及となってあらわれることにある。しかもベストによる人口の減少が農村では都会より少なく、十五世紀後半には再び増大の傾向を示していたのであるから、この人口増大の圧力の下で分割相続が行われれば零細化の傾向は促進されるに違いない。^(注20)しかも富農は経営規模が大きく家族労働力の充用の可能性は大きく、都会等へ兄弟が行くにしても共同相続者への示談金を払い得るし、たとい分割した場合も、なお経営拡大の余地もあり、その影響は余り蒙らないのに対し、中農の小規模農民は分割相続によって経営を零細化して行く可能性は経営の集約化に伴い、大きくなる。一例をあげるとティロルのレヒ溪谷のファッフラ村では一三六〇年に分割の保有地であったものが、一四二三年に二個に、一五八三年には八個に、一六二九年には十五個に分割された。同じティロルの村名不明の一保有地も一二八八年に分割であったが一四二七年には二個に、一五八三年には八個に、一六二九年には十三個に分割されている。^(注21)この制度の影響についてはラウインゲンのハウンズハイム村の例でよりはっきりする。^(注22)ここでは単子相続制度が存続したらしい。少なくとも終身限りの保有権についてはこれが十八世紀まではっきりしているが、十六・七世紀には他の保有権のものもそうであったことは推測できよう。これによれば最上位二名、中間層の上位五名、下位七名も耕地面積が殆ど一致している。しかもこの村には Soldner が五十名近くもいたということだから、相続

ることからも十分判断できよう。^(注24)かくして高利貸(都市の市民、領主、富農)へ借金の担保に土地の一部もしくは全部が流れ、経営が零細化して行くことになる。^(注25)

第四に商品生産の発展がモメントになる。元来小生産者は自足的経済を営み、余剰を商品市場へもたらすためその影響は直接的にこの段階でどの程度あったかは確実でないが、都市商人の不正取引を非難する声はあがっており、^(注26)商人、投機業者等の搾取、中世末期の農産物価格の低落等は封建的負担の激化と結びついて小生産者の不安定性は深刻化したであろう。さらに農村工業等の副業の機会のある場所、葡萄、大青等の作物の栽培地域では、生計維持が零細土地保有でも可能なため上述のモメントで没落しかけたものも土地から決定的に分離するに到らないし、土地を全然持たぬ小屋住も副業を主業として土地獲得に熱中する。土地保有の権利のない農村手工業者は土地獲得を目指した。若しそれが成功すれば共同体成員になる榮譽は勿論、共有地利用にもあずかれる。多くの農村手工業者は自己の家と小片の土地しか持たぬいわゆる小屋住農であり限られてはいても共有地の利用に参加出来る。その小規模の農業経営は彼等の生計を確実にするし、かくしてこの種の土地獲得により零細化は促進された^(注27)とティロルにつきヴォフナーはいつているし、リュトゲも中部ドイツにつきこのことを指摘している。^(注28)

さて以上のような諸要因により中農の小生産者を犠牲にして、徐々に零細化の傾向は強まった。これらの貧農層の増加がいちじるし

い場所では元来のゼルドナーの呼称はかき消えた。農村を全くもたぬ小屋住と零細農民の区別もあいまいとなった。^(注38)そして彼等の一部は富農の又小作人 *Unterhofs* として現われるものもあったし、富農の経営やまだ残存した直営地で日傭となったり、農村手工業で生計を維持したり、さらに出稼にまで出かけた。^(注39)例えばエルフルトには十六世紀にフランケンから大量の季節労働者が流入し主穀、葡萄、大青等の商品生産に従事している。彼等は大部分農村出身であった。^(注40)またティロルでも冬になると小女がモンタフナー溪谷からスイスの農村工業に出稼に出ているし、バイエルンでも一四九七年の等族の苦情の中に日傭が夏エルザスへ出稼に行くことがのべられている。^(注41)またこれら貧農層から諸侯の軍隊へ出て行くもの、乞食の類に成下るもの、鉱山や都市へ移住するものが最も多かったのも当然であろう。^(注42)

さて以上にみた保有の零細化の傾向にも拘らず、村落内において中農にあたる小規模農民がかなりあったことは既にみた通りである。この小規模農民こそは後世シスモンディが「その子供達と共に全労働を自分の小さな相続地で果す農民、小作料を上長の何人にも支払はず、また賃金を下級の何人にも支払はない農民、その生産を自らの消費の必要に従って行ふ農民、自分の穀物を食べ、自分の葡萄酒を飲み、自分の栽培した麻と自分のとり上げた羊毛とを着る農民、彼等は市場価格に少しも煩はされぬ」とその幸福を讚美したところの独立農民の祖先であった。彼等は一方で小生産者として自足的経

済を営み、その上剰余の穀物は市場へ売り、農村工業による副業、換金作物の栽培等により、小商品生産者として成長の志向を持っていた。しかし他方小生産者としての不安定性はまえにのべた封建的負担の重圧、均分相続制、商品生産等によって現実化して行かざるを得ない。そのためこの層は零細農への転落の可能性をもっていたのであり、特に封建的重圧はそれを一層現実的なものとしたから、彼等は激しく封建反動に対し自己の生活を防衛せざるを得なかった。と同時にこの層から富農へ成長する道もあったことは、ヴェルテムベルグのホーヘンベルグ伯領でやや富裕な百一―三百ポンドのものが富農の中でも最大の勢力を占めていたことにより推定される。

最後に富農についてのべよう。彼等は数は少数ではあるが、保有面積は村落内のかんりの部分を占め経済的に最も有力であった。我々は既に十二―三世紀のライン・ヘッセン、十四世紀のポイロンやスイスについて小規模農民と共に富農の存在をみた。この直営地の解体、農民的土地保有の成立の時期に存在した富農の由来については不明であるが、ただグルントヘルのマイヤー・マゲンの持分地が標準規模より一段と大きいことがわかる。例えばポイロンの例では最上位四名のうち二名まではその保有地に *Meier* の名称がついているし、^(注43)ティロルでも二フーヘがマイヤー持分地の大きさであった。^(注44)またその他の土地獲得の方法としては、開墾(共有地その他)があった。^(注45)この開墾地はことに耕地強制的外にあったため開墾込み

Einfang や集積が容易であったので *einzeitige od. walzende Güter* 「踊る土地」の名称はこのような土地にまずつけられた。さらに中世後期残存した直営地が折半小作、定期小作で貸し出された時にかなり大きな土地が貸し出されている。即ち一四七五年のヴァインスベルグの領主直営地は四名の小作人に平均五十八モルゲンで貸し出されている。^(注46)またエルフルト近辺のマインツ大司教の直営地でもその一部を小作に十六世紀初頭に出している。^(注47)このようにしていち早く土地を集積した彼等は商品生産者としても他に先んじて活動出来たのであり、家族労働力を主としつつも貧農を日傭でやとうことも出来たし、農村工業の盛んな所では、自ら作業場を経営するものすらあらわれた。さらにこのような富の蓄積を土地の買取り *Zusammenkauf* に用いたり、農村工業での前貸人や買占人となるのも当然の結果であった。^(注48)勿論古くからの富農に加え中農から上昇するものもいたであろうが、これは確証できない。これらの富農はさらに十六世紀以降 *Untermiet, Weiterverpachtung* 又小作を行い、小屋住に対し地主としてあらわれるものも出てきた。^(注49)このような富農は経済的には勿論社会的にも村落内で最高の地位にあつたのであって金貨をも行い *Bauernkönig, Bauernherr, Wirt* 等の名称がつけられた。^(注50)しかし彼等もまた封建的制限を厳しく受けただのであって、詳細は後にゆずるが、例えば自由賃租地が世襲賃租地にさげられたり、折半小作、短期の定期小作化等にその制限はあらわれているし、さらに保有者変更税やランデスヘルの要求する税金、

夫役共有地への攻撃等も重荷となったに違いない。^(注51)だから生活を脅かされ立上る中農と共に、これら封建的制限の緩和もしくは廃止を封建支配者に対し要求する必然性はあった。

最後にこれらの農民層の分解との関連で共同体について考えてみたい。農民的土地保有の成立を契機とする共同体の或る程度の自治については第一節で既にのべた。村落集会本来の村落裁判(盗難、傷害、土地譲渡、度量衡等の重要な事柄を除き村落内の問題を扱う)、村長、役員の選出等がその主な内容であるが、場合によっては裁判領主の下級裁判(これも村落裁判とよばれることがある)の参審員等を選挙することまで出来たため、その自治の範囲もかなり広がった。^(注52)ことに領主の下級裁判が村落内で行われない場合は土地譲渡等を本来の村落裁判に持ち出す例さえみられた。^(注53)しかし一般的にこの自治を余り過大に評価してはならない。^(注54)この下級裁判こそ、共同体への領主の支配を強める手段だったし、ことにランデスヘルへの権力の集中、領邦国家体制の発展に伴いこの共同体の自治は著しく制限されるに到った。共同体の役員は公選は任命におきかえられ、集會も徐々に禁止されるようになった。^(注55)しかも利益代表としての村長 (*Heimbürge, Dorfmeister* 等の言葉にはその性格があらわされている)や役員に代り、君主の忠誠なる臣 *Geschworene Knecht* たる村長 *Schlichter, Richter* や参審員 *Schöffen* が前面に出て来た。これらの名称は地方で異なる。^(注56)西南ドイツではかなり早くからこの変化は起っていると、これらの領主の村役人に任命され

るものは殆ど富農であったことは次の例で明らかである。即ちヴェルテムベルグのホーヘンベルグ伯領の例をみるとアルトハイン村では三十ポンド(資産額村落中十八位)、セブルン村百ポンド(最上位)、ハルフィンゲン村百六十ポンド(第二位)、グリーンゲン村百五十ポンド(第三位)、アルガッツインゲン村では百六十ポンド(最上位)、ウィッティンゲン村では八十ポンド(第四位)の者がいずれもシュルトハイスとなつてゐる。しかも領主は共同体への規制を確実にするためこれらの役人に或る種の特権を与えた。中部ドイツでは免租、世襲酒類小売権、醸造権、自由放牧権、夫役免除であり、ティールでは共有地利用の特権がそれである。

さて共同体は農民の相対的自立性の増大と共に、当然私法的性格を強め共同体の物質的基礎たる共有地、共有林に対する権利にもこの傾向が入りこむ。既にポイロンにおいて十四世紀に、共有地への権利が耕地の保有規模に応じて定められていたが、零細農民の増大と共に土地を多く所有するものが、権利もそれだけ持つという原則がはつきりした。Nachbarschaftであらわされる狭義の共同体は農地を保有するもののみで構成され、共有地への権利も同様の制限をうけた。但し共有林や放牧場については共同体成員外の小屋住もその利用権をもつていた。その代り権利金として Weidgeld を支払わねばならなかった。更に共同体集會にも加入金を支払えば出席の権利を得ることも出来た。ここに広義の共同体 erweiterte Dorfgemeinde が成立する。なお中部ドイツでは狭義の共同体には古くからの製粉

業者、鍛冶屋、車匠等の手工業者が属していたが、麻織工、靴屋、仕立屋等は、その共同体には本来属さなかった。これらの手工業者の村落内の地位についてはホーヘンベルグ伯領では場所によって異なるが総じて中層から上層に分布しているから、かなりよかつたといえよう。例えば鍛冶屋については、二十五、三十二、三十六ポンドに百、三百二十ポンド等の数字があがっている。大工は六十、九十、百ポンド、仕立屋は二十二、二十四、四十、百、百二十ポンドというところである。製粉業者についても二十、二十九、四十、九十、百五十、二百五十ポンド等々である。なおその他馬具師、宿屋、小売商人、ビール醸造業者、漁夫、理髪師、役僧も村落内にいた。

さて以上にみたように中世末期の西南ドイツから中部ドイツへかけての村落共同体は農民層の分解が進むにつれて、共同体そのものも分解の芽を出し始めていた。しかしこの方向が決定的に進まなかつたのは第一に封建的土地所有の未解体のためである。ことに封建反動に際し加えられた共有地への攻撃、共同体規制は完全な分解を阻止した。共同体分解の主体となり得るのは富農であるが、このような封建的制限を排除しない限り、分解の方向は推進できない。第二に、村落内にはまだかなりの中農が存在し、さらに貧農が多数存在したという事実である。中農は小規模農民にとつてはことに共同体は自己の再生産に不可欠のものであったし、貧農や小屋住はそれが小生産者としての方向を志向する限り、やはり共同体に依存し、共有地の権利を得ようとする。しかもこれらの地方は農業経営が集約

化され、他に比して土地が相対的に少ない地方が多く、大経営のための条件に恵まれていない。その上封建的な地代収取の關係が残存し、農村工業の発達により貧農も土地にしがみつくと、この分解を阻止する要因も働いて共同体の分解に必要な富農の経営拡大、小生産者の土地からの分離は急激にはおこらなかった。

かくしてそれ以上の発展を望む富農と、生活の不安定性と小商品生産者としての志向という二重性をもつた中農と窮乏化した貧農とは最も基本的な封建的な負担の重圧に對し戦うに到つた。但し貧農の一部は諸侯の軍隊に入り、一揆に参加した大半は一揆にあたっては飲食物の略奪をこととしたが、共同体の私法的傾向に對し批判的であり、都市の平民と交流のある一部のが革命派になつたと思われる。エルザスのヨス・フリッツは農奴身分であり日傭で畑の番人であつたし、更に諸侯の軍隊に入つたこともあり、革命派の闘將であつた。中農は小生産者の生存を脅かす封建反動に對し、自己を防衛しようとする熱意を強く持ち、共同体を守ろうという決意も大きかつた。そして貧農層をもゲマインデに結集させ、一揆の主体となつた。彼等の一部は戦を徹底的に遂行しようとし、その限りで革命派となつていったが、大半は戦いが長びくにつれて小生産者としての妥協性を發揮した。富農はこれらの中農、貧農農民大衆のエネルギーの高揚の上に一揆に参加したが妥協性は一番強かつた。封建反動の確定に伴い、とくに農民戦争の敗北後に彼等は急速なより以上の発展を断念して、特権的寄生的な性格を強めた。

ドイツ農民戦争の歴史的意義(中)

注(1) I. Sternegg, a.a.O., 3/1, S. 443, Beilage XII.

(2) 伊藤栄「前掲論文」(一)四一六頁。

(3) Quellen z. v. u. W. G. H., SS. 76-102, Hohenbergische Steuerliste 1394, より作成。但しここに示されてゐるものすべてが農民ではないが、ここでは便宜上そのすべてを計算に入れた。

(4) H. Wopfner, Die Lage Tirols zu Ausgang des Mittelalters, 1908, SS. 215-222. 諸田実「前掲論文」(一)二十二頁より引用。

(5) Ibid.

(6) J. Kühn, Das Bauerngut der alten Grundherrschaft, 1912, S. 76. 瀬原義生「ドイツ農民戦争における富農層について」史林第三十七卷第一号四十七頁より引用。

(7) J. J. Siegrist, Beiträge zur Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte der Herrschaft Hallwyl, 1952, S. 387.

伊藤栄「前掲論文」(一)九頁より引用。

(8) Kühn, a. a. O., S. 93. 瀬原義生「前掲論文」四十六頁より引用。

(9) H. Graf-München, Die soziale und wirtschaftliche Lage der Bauern im Nürnberger Gebiete zur Zeit des BK, 1909, S. 115 f. 瀬原義生「前掲論文」四十九頁より引用。

(2) Deutsches Bauerntum, bearbeitet von Gunther Franz, Bd. I, Mittelalter, S. 306, Nr. 126.
 (1) F. Lütge, D.M.G., S. 42.
 (21) A. Kraaz, Bauerngut und Frondienste in Anhalt vom 16. bis zum 19. Jahrhundert, 1893, S. 235 ff. 進藤牧郎「中部ヘーンに於ける領主的再建の方向—十六世紀後半に於けるキーン河畔の農村に就いて—」四十九頁より引用。但し進藤氏註二に五ノーンを富農に入れてゐるが、四ノーンが標準規模だからこそ中部農政に於けるキーン河畔の註訂した。
 (2) F. Lütge, D.M.G., S. 42.
 (21) Ibid.
 (24) Urkundenregesten des Prämonstratenserklosters Adelberg, S. 13, Nr. 86, S. 22, Nr. 135.
 (2) Grimm, D. Weisümer, Bd. 1, 103, 143; Bd. 3, 613, 644; Bd 5, 253.
 (21) F. Lütge, D.M.G., SS. 36-41; I. Sternegg, a.a.O., Bd. 3/1, S. 41; H. Wießner, a.a.O., SS. 63-64.
 (22) Gr. W. Bd. 1, 176; Aarg. W., S. 12; zit. v. I. Sternegg, a.a.O., S. 227, anh. I.
 (21) Abel, a.a.O., S. 21, 52; Lütge, D.M.G., S. 54.
 (22) Abel, ibid., SS. 48-49; Kelter D.W.U.B.K., S. 652-657; Wopfner, Z. G. bauernl. Hausgewerbe in Tirol, S.

203.
 (21) Wopfner, ibid., S. 204.
 (22) Th. Knapp, Gesammelte Beiträge zur Rechts- u. Wirtschaftsgeschichte vornehmlich deutschen Bauernstandes, 1902, S. 287 f. 瀬原義生「前掲論文」四十八頁より引用。
 (23) ヘーン「独の農業史」山岡亮一訳二四五頁。
 (24) Heintz Kammitzer, Zur Vorgeschichte des Deutschen Bauernkrieges, S. 29; Lütge, D. B. G. SS. 46-47. 瀬原義生「前掲論文」四五頁。
 (25) Heintz Kammitzer, ibid., S. 30. テーロルのメラン續編に於ける貴族者の特權を解除しようとするの苦闘がのびのびと描く。K. Kaser, a.a.O., S. 580.
 (26) テーロル「メラン」ヘーンマン「テヘーラン」等。第一巻を参照。
 (27) Wopfner, Z.G.B.H., S. 205.
 (28) F. Lütge D. M. G., S. 40, SS. 44-62.
 (29) Th. Knapp, Die Grundherrschaft im südwestlichen Deutschland....., S. 94; Lütge, ibid.
 (30) Lütge, D.B.G., SS. 160-184; Kelter, D. W. U. B. K., S. 644.
 (31) Neubauer, a.a.O., S. 529.

(28) Furger, a.a.O., S. 82.
 (28) Lütge, D.B.G., S. 169.
 (26) Kelter, D.W.U.B.K., SS. 652-656. その他道化師、旅芸人、音楽師になつたものもある。
 (26) シュモンデ「経済学第一巻百七十一頁—七十一頁。カウツキ「農業問題」ノエ科訳十一頁より引用。
 (26) 第一節六十三頁の表を参照。
 (26) I. Sternegg, a.a.O., S. 216.
 (28) Ibid., SS. 202-208; Lütge, D.B.G., S. 68; Bader, a. a. O., S. 30 f.; Abel, a.a.O., S. 23.
 (28) Lütge, D.B.G., SS. 63-69; vgl., D.M.G., S. 39. ヲロツ「ヘーン中世農業史」百八頁。但しこの土地は必ずしも富農だけが獲得したわけではなく、中部ヘーンでは手夫役農民がこれを獲得し、上昇する例もある。
 (29) I. Sternegg, a.a.O., S. 214.
 (11) Neubauer, a.a.O., S. 528.
 (29) F. Lütge, D.M.G., S. 37; Furger, a.a.O., S. 79, 81, 83, 91, 96, 99, 102. 農村工業の中心に富農は「一方」 Bauernherr として、他方では「他方」の商人的活動を制限する。Träger, Ferger, Vermittler 等によつてだ。
 (29) Abel, a.a.O., S. 26; F. Lütge, ibid., S. 40, 70, 75. ヘーンに於ける種々の小作は世襲賃租保有地として Laß-

güter として貸出られ後者は殊に高率の小作料をとつた。しかしこのような小作がどの程度十五・六世紀に存在したかは不明である。
 (47) Lütge, D.B.G., SS. 46-47, SS. 68-66; Furger, a. a. O., S. 102; Wießner, a.a.O., S. 60.
 (48) Lütge, D. M. G., S. 35 f, 66; O. Kius, a.a.O., SS. 119-120. ヲロツ「龍掲書」百三—四、百九、百三十五頁。
 (49) Wießner, a.a.O., SS. 67-69; I. Bog, a.a.O., SS. 68-69.
 (47) 瀬原義生「前掲論文」五十二—五十五頁。但し瀬原氏の村落裁判理解では本来の村落裁判と裁判領主の下級裁判としての村落裁判の区別がないように思える。同論文、注11の不動産売買承認の権限を有する村落裁判は後者のようである。
 (48) Quirin, a.a.O., S. 80. 「共同体の村落裁判は『小裁判』であり刑法に関するものにはなされず余り大きな意義はなかつた。」
 (49) G. Franz, a.a.O., S. 477; I. Bog, a.a.O., SS. 65-66; Quirin, ibid., S. 83.
 (25) Wießner, a.a.O., SS. 71-77; Lütge, D.M.G., SS. 61-62; Quirin, ibid., SS. 27-66.
 (15) Quirin, ibid., S. 83.
 (25) Ibid., S. 63, 67; Lütge, a.a.O., S. 62.
 (26) Wießner, a.a.O., S. 77 f.
 (25) Ibid., S. 60; I. Bog, a.a.O., S. 67, 70. 第十表、十三表

徐々におこなわれた。農民戦争の敗北が決定的に作用した。瀨原義生「ドイツ農民戦争の基本的性格」(一)(歴史評論七十九号)三六―九頁。

第四節 十五・六世紀の封建反動の本質

我々はこれまで中世後期の農民とその上に起った変化について考えてきた。今や我々はこの農民を支配していた封建支配者に眼を向けよう。

中世後期のドイツの政治上の基本的特徴は政治的統一体としての帝国の衰退と領邦国家「*territorialstaat*」の成立である。^(注1)イギリスやフランスが中央集権国家として成長して行く時期にドイツでは不幸な政治的分裂がうまれていた。^(注2)エンゲルスは十六世紀の国民的高揚の時期を「ドイツの人民がもし中央集権の国であったならひじょうに偉大なる結果を生んだにちがいないほどの忍耐と精力を發揮した時代」と表現しているが、このような歎きはひとりエンゲルスに留まらない。十五・六世紀には帝国の衰退を歎き、中央集権の国家権力を求める声はドイツ国民の様々な階層の中に聞えてくる。例えば知識人のセバステイアン・ブランドやエラスムスは理念的に帝国への憧憬をのべている。^(注3)さらに騎士階級の代弁者フッテンも中世的帝国の夢を抱いていたし、ニコラス・フォン・キューヌも「ひとびとはドイツの中に帝国を探し求めるであろう、しかもはやこれをそこに見出し得ないであろう。」と歎き帝国の改革を考えている。^(注4)

- (19) Lütge, D.M.G., SS. 36-41, 61-62; I. Bog, *ibid.*, SS. 63-70; Wießner, *ibid.*, SS. 60-62.
- (20) Lütge, *ibid.*; Wießner, *ibid.*, S. 63.
- (21) I. Bog, a.a.O., SS. 71-72; Quirin, a.a.O., S. 76.
- (22) I. Bog, *ibid.*; Wießner, a.a.O., S. 63.
- (23) Quirin, a.a.O., SS. 63-64.
- (24) Quellen, z.V.u.W.G.H., SS. 76-102.
- (25) Kelter, a.a.O., SS. 3-4; Lütge, D.B.G., S. 63.
- (26) Wopfner, Z.G.B.H., S. 205; Lütge, D.M.G., S. 40.
- (27) Kelter, a.a.O., S. 18.
- (28) Engels, D.B.K., S. 243; Kelter, *ibid.*, S. 19.
- (29) Kelter, *ibid.*
- (30) Engels, D.B.K., S. 243. 大内訳「百四十六頁」農民の大衆は彼等が威嚇的態度を示すことによって奪取しようと考えていた。護歩が確保されさえすれば、君主と妥協しようとなえず考えていた。そのうえ事態がながびき、かつ諸侯の軍隊がおし寄せてくるにつれて、彼等は戦争の遂行にうみ、そしていささかでも失うべきものをもっていったほどのものは大部分家へ帰ってしまった。「小生産者としての彼等は革命性と妥協性を二重に持ち合せていた。」
- (31) I. Bog, a.a.O., SS. 71-74. 村長は領主の無制限の機関の一員となった。Wießner, a.a.O., SS. 74-80. しかしこの過程は

た一四三八、九年頃に書かれたという「皇帝ズィギスムンディの改革」*Reformation des Kaiser Sigmundi*なる文書には十六世紀のルターよりはるかに進んだ政治的経済的思想があらわされている。^(注5)それは教会の改革を社会の改革と結びつけると共に社会の改革を帝国の改造から始めることを主張する。そして国内の平和の維持、統一的関税、貨幣鑄造の必要を説いている。さらに農民への封建的搾取も非難し、特に農奴制や共有地への攻撃に対しては強く反対している。そしてこれらの改革を帝国諸都市の指導と一般大衆の力量によって実現しようというのである。このような国民的な中央集権国家への要求は、現実の事態が全く相反する方向に行きつつあることに対しその現実を否定し進歩を望む国民大衆の気分を反映しており、大農民戦争の時のハイルブロン^(注6)の帝国改革案に継承されている。^(注7)ではこうしたドイツの特殊性はどのような過程でうまれたのか。今簡単にその経過を振り返ってみよう。ドイツの中世の政治史はその当初から王権の決定的優位は存在せず皇帝の支配体制と貴族の支配体制の並存がその特徴であった。^(注8)ところがイギリスの封建的政治体制は一〇六六年のノルマンの征服により始り、当初から王権を中心に中央集権的色彩をもっていたし、フランスもドイツと比べると当初から王権は強かつた。^(注9)ドイツではフランク帝国当時でさえ部分帝国の体制や、皇帝の選挙制が存在していた。^(注10)しかし中世後期の政治的混乱の契機は十三世紀のシュタウヘン家の没落にある。^(注11)それ以前特にフリードリヒ一世の努力は帝国強化の方向をうみだす

ドイツ農民戦争の歴史的意義(中)

かにさえみえた程だった。イタリアのシンリーへの遠征そのものが彼の王権強化の政策の表現であったが、結局はこれも既に分裂した政治体制を克服する具体的契機とはならず、高級貴族の帝国諸侯身分の閉鎖化、国外のイタリヤ政策の失敗は一二五〇年のフリードリヒ二世のナポリでの死と共に大空位時代の激動をつくり出した。^(注12)しかもそれより以前一二二〇年の「教会諸侯との協約」*Confederatio cum principibus ecclesiasticis*で教会諸侯は関税徴収権、貨幣鑄造権、築城高権、裁判権を獲得したし、一二三一年の「諸侯の利益のための取極め」*Statutum in favorem principum*により世俗の諸侯もそれ以上の特権を獲得していた。^(注13)一方こうして諸侯がランデスヘルとして成長して行くと共に、一三五六年の「金印憲章」*Goldene Bulle*により王権はさらに制限をうけるに到った。^(注14)既に皇帝選挙権を独占していた選帝侯は以後七名とされ、選帝會議で公開投票により多数決制で選挙されることになった。こうして王権の権威は地におち、空位時代後王位をついだ西南ドイツ最大の諸侯ハプスブルグ家も政治権力の分散化を阻止出来なかった。東方への植民はこの分散化の傾向を助長したし、その上イギリス、フランスの王権強化に役立ったような百年戦争、イギリスにおけるバラ戦争といった政治的事件もドイツには起らなかつた。かくして諸侯を先頭とする大小の封建支配者の混沌とした支配が全ドイツをおおった。十六世紀当時に約三百五十の大小様々の分国が存在したことはこの政治的混沌をよく物語っている。^(注15)ことに西南ドイツは中小

五九 (五〇三)

の領邦国家をはじめ、多くの小規模の政治体制の支配的な地方であり、フランケン、中部ドイツも西南ドイツ程ではないにしても、矢張り権力の分散が目立っている。^(注18) しかも王権の衰退の下では封建支配者同志の敵対 *Feindschaft* が激化する。^(注19) 封建権力の物質的基礎は封建的土地所有であり、これを出来るだけ拡大し、さらに一定の地域に自己の領域をまとめ上げようという志向がここにもうまれる。そして土地を手に入れ領域にまとめ上げるためには売買、担保権、婚姻契約等の方法から、力による強制、圧迫まで行われた。^(注20) 例えばハプスブルグのフライブルグ、ウィリンゲンその他の都市への圧迫は政治的強制であった。^(注21) このような敵対の激化と政治的混沌は十三世紀のシュヴァーベン、ラインの都市同盟の成立を必然的なものとした。^(注22) これらの同盟は自己防衛的な性格のものであった。さて強制圧迫と同時にまへのべたより穏和な方法によって他の中級下級貴族の経済的窮迫を利用したりして、一定の地域を自己の領域とし、農民との間に封建的な支配従属の関係を維持することはランデスヘルスの権力拡大の第一の手段であった。従って彼等自身グルントヘルスであり、貢租その他の土地所有に基く収入は主要な財政源であった。^(注23) 第二に領邦国家体制形成の有効な手段は高級裁判権であった。^(注24) 古いツェント裁判所、ゴー裁判所に代り、下級ラント裁判所がつくられ流血事件はここで取扱い、さらにこの下にグルントヘルスの下級裁判が小事件を扱った。十五・六世紀のランデスヘルスの権力拡張に伴い、このグルントヘルスの下級裁判権もランデスヘルスの裁判権の下へ包摂

され、国家的下級裁判権としてランデスヘルスの下に従属したグルントヘルスに与えられて行くようになる。^(注25) しかし権力の分散したこれらの地方ではこの過程は徐々に進んだに過ぎない。裁判権は国家高権の基軸となると共に重要な収入源でもあった。^(注26) さらに以前にのべた王権より移行した関税、鑄造、製塩、鋳山等の特権は領邦国家体制の重要な収入源であった。^(注27) その上十三世紀以来の税金 *Wegzoll* や関接税 *Leibzoll* の徴収権も国家高権形成に役立っていた。かくして十四世紀から十五世紀にかけてランデスヘルスの勝利は確実なものとなっていた。^(注28) その特徴は、

第一にそれは一定のまとまった地域の農民は勿論市民さらには下級貴族までを自己の領民 *Untertanen* とする。だから単なるグルントヘルスとしての支配関係に満足せず、国家高権に基いた政治権力に成長することにより封建体制の政治的再編成を行うのである。

第二に以上の領邦国家としての成長は、新しい特徴をうみだす。まず中央行政機関の整備とそれに伴う官僚制度の出現があげられ、ラント議会とラント等族議員の体制整備が行われ、領域内でのラント命令の効力が発揮されるようになる。^(注29) さらにラント裁判所、領邦国家体制と結びついた教会制度等もうまれる。^(注30) そしてこれらの政治体制の保証を軍事力の整備に求めるわけである。^(注31) ことに中世後期の戦術の変化により騎士層を中心とした軍事力から農民出身の *Landeswehrgesellschaft* を中心として近代の軍隊に変化することは、騎士層の政治的没落を促進した。

第三にこれらの政治体制の強化のために自己の持つ収入源を利用すると共に、市民階級ごとに商業資本との貸借関係が成立する。そのため地代収取の権利から税金、夫役、鑄造、鋳山、僧録、官職までもが抵当に入れられることも稀ではなかった。^(注32) こうして国際市場で有利な地位を示した西南ドイツのドイツ商業資本の寄生化、高利貸資本への転化が現実化する。^(注33)

勿論こうしたランデスヘルスを先頭とする領邦君主体制は徐々に整備されていったのであり、我々の問題とする地域ではその権力集中は権力の分散を徹底的に克服するものではなかった。上は国家としての機能を十分に備えたものから、下は数ヶ村しか支配しないような騎士領や、帝国都市に到るまで大小様々の封建支配者の集団が封建権力の実体をなしていた。しかもこれらの地域ごとに西南ドイツでは中外のランデスヘルスが、この錯雑した封建支配者集団の中で政治的経済的優位性をかちえて行くのである。^(注34)

さて我々がいままでにみたように、これらの地域は封建的生産関係において直営地体制が解体し、農民的土地保有が成立し、商品生産が発展し、国際的な地理的有利さもあって、都市経済が急速に成長した地域であった。我々は封建支配者の経済的危機がどのようなものであったのか、さらに農民の一揆の波の高まりによる政治的危機に對しどのような対策をとったのかについて以下分析し、十五・六世紀のこれらの地域の封建反動の本質を究明しよう。

封建支配者の経済危機についてはまず三つの例を示そう。

ドイツ農民戦争の歴史的意義（中）

第一の例はヴェルテムベルグのホーヘンベルグ伯領の収支決算である。^(注35) この所領は一三八一年にホーヘンベルグ伯ルドルフ三世からオーストリアのレオポルド侯に六万六千ポンドで売られ、さらに一四一〇年シュヴァーベンの帝国諸都市ヘレオポルドの兄弟エルンスト・フリードリヒ四世の借金の抵当に入れられ、一四四四年に暴力でこれを奪いかえした所領である。さて一四一九年までの九年間の収入四万二千五百二十九ポンドに對し、支出は四万三千六百五ポンド、一四一九一二年の収入一万七千六百九十九ポンドに對し、支出は二万五千二百八十ポンドに對し、一四一九九年の帝国諸都市の貸附金は四万四千九百九十九ポンドに達している。ここでの収入源をあげてみると税金、様々の賃租（宅地、菜園、果樹園、パン焼小屋、水車小屋）、鷺鳥、鶏の賃租、魚撈、浴場の特権賃租、ローテンブルグ市のユダヤ人保護税、裁判関係の罰金、相続の貢租、二つの水車小屋の穀物賃租、教会十分の一税の一部、穀物賃租（地代）葡萄酒等である。支出は葡萄酒、穀物を役人、手工業者に配分し、残りを販売し収獲の際の費用、葡萄酒搾所建設、水車小屋、築城の費用、使者、役人、警備人、兵隊、運搬費といったところである。

第二の例はレーゲンスブルグの聖エムメラム修道院の一三二五—六年の収支決算である。^(注36) ここでも収入七百五十五ポンドに對し、支出七百五十四ポンドで余剰は零に等しい。収入は現物地代その他で現物支出を差引いたものを販売し、牝牛、馬、水車小屋、醸造、農業

経営の費用、葡萄酒、灯光、燧房、手工業者への賃金、建築費、衣料、家具等となっている。

第三の例は一四二一—一四三五年のオーストリア侯国の收支決算である(第十四表)。一四二四—一四二五年、一四三一—一四三三年の両年の收支が膨脹しているのはフス戦争に關係しているが、上級のランデスヘルだけあって、一般に前年繰越金がある。しかしその額は決して確実な余剰ではない。収入は貢租、裁判關係の収入、関税、ユダヤ人保護税、葡萄酒賃租、税金その他であり、支出は軍事關係、ことに城塞、宮廷経費、個人的支出、皇帝、諸侯の宿泊費、土地の買取、モラヴィアでの行政費、借金返済、結婚の結納、終身年金、賃金等である。そのうち個人的支出、宮廷關係費、終身年金、賃金、城塞、モラヴィアでの行政費、宿泊費等が恒常的に主要な支出を構成し、平常には個人的支出が城塞費と同等もしくは上廻る程の割合を占めていることは注目すべきである。

かくして以上にみた通り十四・五世紀の封建支配者の財政状態は決して健全な生産的なものではなかった。大諸侯の財政は余剰を残してはいるが、他方借金をしているし、個人的出費の異常な大きさは財政の不健全さを物語るし、軍事費、行政費の増大は領邦国家体制の整備に伴うものであり、全般的に余裕ある財政とはいえない。さらに中、小規模の所領になれば、収入は固定化されるし、余剰を残すどころか既に赤字さえ出している。このような領主財政は十五・六世紀の都市経済の急速な発展に伴い、ますます危機においこまれ

第十四表

	20/III. 1412 bis 25/XII. 1416	1423	1424 bis 1425	1431 bis 1433	1434	1435
Pfennige						
収入	197297	94288	200356	208080	72244	75300
前年繰越	—	23572	16707	4000	1710	5629
裁判、貢租、関税	—	—	65478	124056	40649	43127
ユダヤ人保護税	—	—	—	28071	3948	26544
その他	—	—	118171	51953	25937	—
支出	187557	77581	193350	207476	67525	76797
個人的支出	—	—	—	21844	10236	10205
宮廷	—	—	35138	21687	3414	3213
宿泊	—	—	—	—	6487	12989
土地買	29991	1770	—	—	910	—
終身年金、賃金	—	—	24035	28939	10292	10733
城塞の費用	20864	6258	15542	53600	13133	7327
モラヴィアでの行政費	—	28850	118635	65191	23053	32330
借入金返済	—	—	—	2181	—	—
結婚	16724	—	—	14034	—	—

たことは想像に難くない。かくして領主財産の危機は封建支配者の収入拡大を必然的なものとした。これこそ十五・六世紀の西南ドイツから中部ドイツにわたる地方の封建反動の経済的本質である。しかもこれらの地方は農業の集約的経営を特徴とし、商品生産の発展、都市経済の成長という歴史的な発展をとげた地方であり、そのため支配者の収入拡大の志向は大規模の自己経営拡大の方向にはなく、与えられたこれらの諸条件を利用して農民に対する搾取を強化しようという方向に現実化した。ここに十五・六世紀の農民の広範な抵抗のひきおこされる現実的な根拠がある。

さて封建反動の政治的側面について考えてみよう。我々は既にいかにして王権の衰退、ランデスヘル勢力の胎頭が起ってきたかにつき考えたが、これらの事実は既に十四世紀末期にははっきりしてきた。そしてその過程でドイツにおける下級貴族たる騎士貴族の総数は既にかなり減少している。しかも西南ドイツで多少の所領を持ち、高権を持つようなものは十四・五世紀にかけていくつかの騎士同盟に結集した。しかしこれは政治的混沌の中で領邦体制の相対的優位と十五世紀になって激しさを加えたスイス農民の抵抗と領邦 Eidgenossenschaft の成立がその結集の動機であった。このスイスの市民と農民の反ハプスブルグの闘争は西南ドイツの政治的混沌とハプスブルグ家とサボイ侯との対立、ひいてはフランス王との対立という政治事情と地理的有利さもあっていち早く聯邦という国家体制を形成し、ドイツ帝国から事実上の分離をもちとるところまで

ドイツ農民戦争の歴史的意義(中)

で進んでいた。勿論封建的な生産關係が全く解消したわけではなくベルン、チューリヒ等の都市権力やその他の貴族等の支配が国家高権を形成していたのであるが、その国家体制は西南ドイツに比べれば農民の反封建のエネルギーを利用して国家形成をしただけに、相対的に農民に有利であったに違いない。かくしてこのようなスイス聯邦の成立はボヘミアのフス戦争と共に西南ドイツの農民の封建反動への闘いにとり先駆的な意義を持ち、十五世紀に入ると封建反動の激化と共に一揆の波は封建支配者を脅かすに到る。このような封建支配者の気持をよくあらわしているのは、一四九六年八月一日ウラムで開かれたシュヴァーベン同盟の会議での上層諸侯の指導者ベルトルド・マインツ選帝侯の演説である。彼は他の強国がドイツの辺境を重大な危機に追いこみつつあることを指摘し、「神聖ドイツ帝国、就中シュヴァーベン、マタ帝国ノカナリノ部分ガ、危険ニオイコマレ、全テノ名譽アルモノ Ehrbarkeit ハ、破壊ト損失ヲマヌガレナイ」とし、一四九五年のヴォルムスの帝国議会で決議されたラントの平和と帝室裁判所を守り通さないならば、神聖ドイツ帝国には不穩の一揆と戦争 Aufruhr u. Krieg が起り法は守られなくなるであろうと警告している。そしてこのため封建支配者の勢力を結集し、シュヴァーベン同盟を引き続き存続させ強化させることを主張している。

元来この同盟は一四八七年六月二十六日の勅令に端を発して成立したのである。その勅令は一四八六年のフランクフルト・アム・マ

インの帝国議会で決議された十年間のラントの平和の維持と自己の権利の擁護の目的にそう結社を成立させるため世俗の君主、僧侶、帝国諸都市に七月二十六日集合するようよびかけたものであった。そして結局一四八八年二月十四日の同盟は成立し、当面の脅威たるバイエルン侯とスイス聯邦へそなえた。^(注47)しかし彼等の意図がより深く国内の農民を中心とする反封建的な国民的高揚に對し必要な力の結集にあったことは、一四九一年のケムプテンの一揆の際に同盟が弾圧的態度をもって屈服を迫っていることをみても、先のマインツ選帝侯の言明でも明らかである。しかもこの同盟は決して強力な統一的な国家機構を積極的に造り出す意図をもたなかった。それは反封建闘争の高揚による政治的危機に際し、封建支配者の力を結集しその危機を克服するという限りで一致している封建支配者の集団であった。だからこの同盟の中には幾つかの矛盾が存在した。一つの矛盾は有力諸侯と帝国諸都市や小諸侯、下級貴族の間のそれであった。当面の政治的危機を乗り越えるためベルトルド・フォン・ヘンネベルグはじめ有力諸侯は、個々の権力より強力な権力の必要を感じ、自らをその推進者と任じ、財政的犠牲は専ら帝国都市におわせ、政治的には下級貴族等の上に立ち指導性をにぎろうとしたのである。^(注48)さらに他の矛盾はこれらの有力諸侯と王権の座にあり、専ら自己の権力の拡大にそれを利用してハプスブルグ家との間に存在した。^(注49)これを間接に物語る例がある。一四二九年にフランスとの戦争のための帝国税 *gemein pfennig* 徴収承認の際、同盟成員はシェ

ヴァーベンでは「貧しき民」や領民は貢租や負担を彼等の主君に余りにも負っているためこれ以上負担に堪えられない状態にあるとのべ一揆の危険を指摘している。^(注51)しかもこの但書は一四九二年ケムプテンの一揆の終わった直後に書かれたものであり単なる脅しではなかったであろう。それはハプスブルグ家の徒らな権力拡大策に反対し、当面する現実の危機をのりきり、領邦体制と自己の権力の安全を守り通そうという有力諸侯の決意をよくあらわしている。この有力諸侯とハプスブルグ家の妥協は一四九五年にヴォルムスの国会で成立し、^(注52)以後マクシミリアン一世の帝国改革の事業が始る。それは永久ラント平和令の制定、王室裁判所の帝室裁判所への変更、さらにこれらの政策実施のための帝国のクライス *Kreis* への分割と等族的構成の帝国統治院の創設等の内容をもつが、これは中央集権国家の存在しない現実のドイツでは失敗に終わらざるを得ない。^(注53)では何故このような努力が封建支配者の間で行われざるを得なかったのか？我々はここで十五世紀以来の農民を中心とする反封建闘争の高揚に注目してはならない。何故ならこの闘争こそあの「皇帝ズィグムントの改革」が示した一般の国民の利益に立った帝国統一の方向を現実的に志向できる唯一のエネルギーであったからである。だからマクシミリアンは彼の王権拡張のためにこの国民的高揚のエネルギーを利用しようとしたのであり、西南ドイツの有力諸侯はこの高揚のつくりだしつつあった政治的危機を乗り越え、封建体制を維持するための権力を求める意味で帝国改造を口にせざるを得なかった

のである。しかしマクシミリアンは大諸侯の一人であり衰退しつつあった王権の担い手でしかなく、西南ドイツの有力諸侯の立場は領邦体制維持以上の目的をもたなかったから、宗教改革から農民戦争という政治的危機の頂点をきりぬけるや、これらの帝国の改造計画そのものが挫折し、封建ドイツは三十年戦争をめざして既存の政治的混沌の中に新たに宗教的色彩を加えつつ身をしずつ行ってきた。かくして農民を中心とする反封建闘争をはじめ保守的な騎士の反乱までを鎮圧することに成功したのは、西南ドイツの封建支配者集団の結集体であるシュヴァーベン同盟であったことも事柄の当然の成行であった。^(注54)

しかも農民の広範な抵抗はこれらの地域の権力が分散していたことによって有利であった反面、その抵抗のエネルギーは分散支配の下にあったために逆に有効に發揮されえず、シュヴァーベン同盟の力の結集のまゝに地方的偏狭性を暴露して屈服の憂目をみざるを得なかった。^(注55)かくしてここにアレクサンダー・フォン・フンボルトやアプシユの歎くように農民戦争の敗北がドイツの社会的・国民的不幸となったのである。^(注56)

(47) Walter Schlesinger, Die Landesherrschaft der Herren von Schönburg, 1954, SS. 161-191; Bader, a.a.O., SS. 20-80; Fritz Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte von 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart, S. 6; Fritz

ドイツ農民戦争の歴史的意義(中)

- Rörig, Ursachen u. Auswirkung des deutschen Partikularismus, 1937, SS. 3-30.
- (2) ミッターリス「前掲書」百六十五―百十八頁。Rörig, *ibid.*, SS. 5-16.
- (3) エンゲルス、大内訳「ドイツ農民戦争」三十九頁。
- (4) Willy Andreas, Deutschland vor der Reformation, 1948, SS. 231-236.
- (5) ミッターリス「前掲書」二百七十一頁。W. Andreas, *ibid.*, S. 236; Rörig, a.a.O., S. 15. 一四三三年に彼はその計画を公布した。
- (6) Smirin, Deutschland vor der Reformation, SS. 102-157; W. Andreas, *ibid.*, S. 236; Rörig, *ibid.*, S. 15. 名を Sigmundi とおわねる。
- (7) W. Zimmermann, Bd. 2, a.a.O., SS. 704-708.
- (8) Schlesinger, a.a.O., S. 165. ミッターリス「前掲書」二百八十二―九十七頁。Rörig, a.a.O., S. 7.
- (9) 角山栄「資本主義成立の研究」二三五―三五頁。Rörig, a.a.O., SS. 7-16.
- (10) ミッターリス「前掲書」八十七頁。
- (11) Bader, a.a.O., S. 49.
- (12) *ibid.*, SS. 27-49. ミッターリス「前掲書」百七十六―百八十七頁。

- (31) シュタイン「回書」百八十五—六頁。
- (34) 「回書」百二十六頁。
- (35) Hartung, a.a.O., S. 6. シュタイン「回書」百六十八頁。
- (36) Engels, Über die Reformation und den Bauernkrieg in Deutschland, in, Zur Deutschen Geschichte, SS. 279-280; Rörig, a.a.O., S. 16.
- (37) Kamnitzer, a.a.O., S. 34.
- (38) F. Lütge, D.M.G., S. 87; Bader, a.a.O., S. 48.
- (39) Bader, ibid., S. 54; Hartung, a.a.O., S. 11; W. Andreas, a.a.O., S. 262.
- (40) Bader, ibid., SS. 78-83; Andreas, ibid., S. 260.
- (41) Bader, ibid., S. 83.
- (42) Fritz Rörig, a.a.O., SS. 24-26; Bader, ibid., SS. 55-58.
- (43) Hartung, a.a.O., S. 33; W. Andreas, a.a.O., S. 280.
- (44) Rörig, a.a.O., S. 21; Hartung, ibid., S. 38. シュタイン「前掲書」二百八十八頁。Bader, a.a.O., S. 71.
- (45) シュタイン「前掲書」百三十頁。この包摂は不完全なものであり。
- (46) Hartung, a.a.O., SS. 31-33; W. Andreas, a.a.O., S. 280.
- (47) Hartung, ibid.
- (48) Hartung, ibid., S. 37; W. Andreas, a.a.O., S. 236; Bader, a.a.O., SS. 160-162.
- (49) Hartung, a.a.O., SS. 29-37; W. Andreas, ibid., S. 273 f.
- (50) Hartung, ibid., SS. 37-59. 参照せよ。Justus Haslagen, Staat u. Kirche vor der Reformation, 1931. 参照。
- (51) Hartung, ibid., S. 33.
- (52) Ibid., S. 33; W. Andreas, a.a.O., S. 281.
- (53) Richard Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger, 1922, SS. 3-82.
- (54) Hartung, a.a.O., SS. 35-40; W. Andreas, a.a.O., SS. 257-261.
- (55) Quellen z.V.u.W.G.H., Einleitung, SS. 1-25, SS. 279-371.
- (56) I. Sternegg, a.a.O., Bd. 3/1, S. 451, Beilage XVIII.
- (57) Ibid., S. 437, Beilage VII.
- (58) Th. Knapp, Die Grundherrschaft~, SS. 101-105. ハーザー「権勢書」百十六—百二十二頁。
- (59) Bader, a.a.O., S. 162.
- (60) Ibid., SS. 62-65; St. Jörgen Schild Rittergesell-

- schaftの専横のそのべき。Smirin, a.a.O., SS. 158-220.
- (41) Bader, ibid., S. 164; Smirin, ibid., S. 161.
- (42) Bader, ibid., SS. 177-182; W. Andreas, a.a.O., S. 239; Smirin, a.a.O., SS. 286-311. 一五世紀末のスイス戦争の勝利はこの点を示している。
- (43) Bader, ibid., SS. 180-181. ホンゲンヌは封建のスイスを市民的性格をもったヨーロッパ最初の共和国として見る。スイス一たよればスイスの国家の貴族専制的色彩は徐々にすれ民主的同盟的色彩がこくなつたとして見る。ホンゲルヌも一五一八年のシモン・ネーロトマルン・ルンシュルンの農民一揆が貴族と都市貴族の支配を排除した例をあげスイスに大諸侯の勢力のなかつたことをこの成功の原因として見る。Engels, D.B.K., S. 228.
- (44) G. Franz, a.a.O., SS. 7-134; W. Zimmermann, a.a.O., Bd. 1, SS. 25-380.
- (45) J. P. Datt, Volumen rerum Germanicarum novum sive de pace imperii publica Ulmae 1698, S. 324; zit. v. M.M. Smirin, in „D.V.R.“, SS. 269-273.
- (46) Bader, a.a.O., S. 186.
- (47) W. Andreas, a.a.O., S. 256; Smirin, a.a.O., S. 222.
- (48) Smirin, ibid., SS. 233-236.
- (49) Ibid., SS. 237-246.
- (50) Ibid., SS. 244-250; Bader, a.a.O., S. 188 f.

スイス農民戦争の歴史的意義 (中)

— 第二節 (第五十卷第三号掲載) の正誤表 —

(頁・行)	(誤)	(正)
七十二 (七段)	大麦	大青
七十四 (七段)	が	ガ
七十五 (七段)	五分	九分
七十六 (七段)	職工	織工